

第六十四回 参議院 社会労働委員会 會議録第四号

昭和四十五年十二月十六日(水曜日)

午前十時三十六分開会

委員の異動

十二月十六日

辞任

占部 秀男君

補欠選任

和田 静夫君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

佐野 芳雄君

上原 正吉君

鹿島 俊雄君

吉田忠三郎君

渋谷 邦彦君

委員

高田 浩運君

玉置 和郎君

徳永 正利君

山崎 五郎君

山下 春江君

横山 フク君

占部 秀男君

大橋 和孝君

和田 静夫君

小平 芳平君

村尾 重雄君

喜屋武眞榮君

国務大臣

厚生 大臣

内田 常雄君

政府委員

厚生省薬務局長

加藤 威二君

事務局制

常任委員会専門員

中原 武夫君

本日の會議に付した案件

○毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐野芳雄君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

本案の趣旨説明はすでに聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○渋谷邦彦君 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案の中身を拝見いたしますと、主として運搬上における危険を防止するというところで新たな規制をこへ加えよう、このよう趣旨のようでございます。当局の方々の説明を伺いまして、確かに最近運搬途上において事故が非常にふえている。しかも、それが地域住民に対して多大の被害を及ぼすか、またそれに伴う影響があるというのを伺っております。そこで、この毒物、劇物については非常に詳細にわたり別表一にその中身が述べられておりますけれども、専門家でない限りはそれがどうい一体成分であるのか、それがまき散らされた場合に、どうい被害を地域住民に与えるのかという点が多い。これは、実際にはわからない場合が多い。専門家は、実際にはわからない。しかし、実際問題として、最近では福井においてもあるいはその他の地域においても、毒物劇物を積載いたしました、途中で自動車事故を起こして、影響を受けておるとい事実が報告されておるわけです。

そこで、まず最初にこうした趣旨のもとに新たな改正を今度提案された点から考えまして、はたして今回の改正だけで十分そうした事故あるいは被害の予防というものが果たせるであろうかどうかという点について、まず大臣の答弁を伺ってみたいと思います。

○国務大臣(内田常雄君) 毒物劇物取締法というのは、御承知のように、従来は必ずしも大衆との関係における公害関係に着目するよりも、毒物劇物の商品としての取り扱いの規制をいたした法律のようでございます。あたかも昨日の自然公園法が自然の景観を保存するというような見地からつくられておりましたのに対して、新しい環境保全的な要素の規定を加えましたと同じように、今回の毒物劇物取締法におきまして、単にその商品取り扱い法だけではなしに、それがやはり大衆と接触する面について、大衆の安全を守る。したがって、その公害の見地の予防的の処置をする、こういう必要最小限度のことをこの際入れるべきだと、こう考えまして、大体三、四つに今度の改正の主眼をいたしました。その一つは、この運搬途上における運搬の方法などにつきまして、従来は対象になつていなかった毒物劇物の運搬の方法等につきまして一つの基準を守らせると、こういうことを三つのうちのひとつとしたわけでありまして、従来でもこの運搬に関する規制が全然なかつたわけではございませんが、特定毒物と申しまして、毒物の中でも特に影響の強い大体十種類ぐらいの化学薬品であると思ひますが、それにつきましては運搬上の規制あるいは基準がございました。しかし、今回はそれだけにどまらず、毒物劇物全部につきまして、特定毒物と同じような、あるいはまた特定毒物とは違つた、薬品の性格に応じました輸送上の注意事項のようなものも基準として設けて、そしていまお話がございましたような事故をでき得る限り防いでいきたい。これをもつてして、この法律だけでそういう毒物劇物の輸送上の事故が全く皆無になるとは私は考えませんので、この法改正の趣旨に

よりまして、私どもは、やはり関係官庁——これは大体がタンクローリーのような、あるいは自動車運搬されるものが多いと思ひますので、道路運送法とか道路運送車両法を主管する運輸省なり、また毒物劇物そのものを生産するほうの通産省なり、そういう行政官庁とも、今度の法律改正の趣旨につきまして、その実施面において十分な行政上の指導方針などを打ち合わせて万全を期していきたいと、こういう考えであります。

○渋谷邦彦君 今回の改正の趣旨が、主として、いま申し上げておりますように、運搬の途上における事故に伴う被害を防止しようということとは十分わかるのでありますけれども、それ以外に、この取締法によって毒物劇物の被害というものが十分に防止できていたのかどうか。必ずしもその運搬の途上だけでなく、あるいは実際に固定した場所においても、この毒物劇物の流失、あるいは事故に伴う流失によって地域住民の被害というものが過去においてあったのかどうか。今回の改正によって十分今後とも被害を防止する、という保証が確立されると、そのように判断されるのかどうか。まずその点については薬務局長のほうから事実関係等について——詳しくは必要ありません。最近の事例について一、二述べていただきたい。そして同時に、その例を通して、だから絶対に今後とも防止できる可能性というものは考えられる、そういうような方向について御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(加藤威二君) 私どももいたしましては、毒物劇物取締法によりまして、毒物劇物の取り締まりを従来やってきておるわけでございますが、残念ながら毒物劇物による事故が皆無というわけにはいかなかったわけでございます。それで、事故といしましては、運搬途上の事故というのがことに最近増加いたしております。今度の法律

でも、先生御指摘のように、一つの重点として運搬中の事故防止のために、運搬に際してのいろいろな取り締まりの措置を新たに加えたということも、最近の運搬事故が多いということに特に留意してそういう措置を講じたわけでございます。

具体的に若干、いろいろございますが、比較的被害の多い例を申し上げますと、ごく最近では、四十五年の九月に、千葉県の市川市で弗化水素という劇物をトラックで運んでおりましたところ、それがガードの下をくぐるときに、入れておる入れもののバルブがそのガードにぶつかりまして破損いたしました。約五トン入れておりました弗化水素が全量流れ出たという事故がございました。

それで人身事故といったしましては、運転手と消防士三名が二十日間程度のやけどと、それから住民約七十名が治療を受けるというような事故がございました。

それから、やはり四十五年の六月でございますが、栃木県小山におきまして、塩素を運んでおりましたトラックが急ブレーキによって、入れておりましたボンベのバルブがゆるみ、ガスが噴出した。そのために住民約百名が中毒を起したというような事例もございまして。

こういう事例が最近非常にふえてきておるといふことでございまして。たとえば、四十三年には約四十四年にはそれが十五件にふえていたというように、非常にそういう事故がふえているというのが一つでございます。

それからさらに事故といしましては、農業の中に毒劇物の含まれている農薬がございまして、これも先生御承知と思いますが、農薬でいろいろ事故が起きているという例もございまして。また、その他の事故といしましては、例の電気メッキにおきまして、シアンが流れ出ているというような事例も最近出ている。こういうようなことでございまして、まあ公害の源泉としての毒物劇物については、さらに厳重に取り締まっていく必要があるというように、今回毒劇法の改

正をお願いいたしましたわけでございます。

これで完ぺきを期せるかどうかという点につきましては、私もこれで完全でございまして、これはなかなか申し上げかねると思っておりますけれども、これによって相当毒劇物の被害防止については前進をしたというぐあいに解釈いたしておりますので、この法案を御審議いただき、通過をお願いできますれば、その新しい法律のもとで、われわれもさらに格段の努力をして、毒劇による事故をできるだけ防いでまいりたいというぐあいに考えておるわけでございます。

○渋谷邦彦君 いずれにしても、今後産業経済の発展が後退するということは考えられない。したがって、それに伴い今後さらに毒物劇物の使用量というものの用途、それから範囲がさらに拡大されることは当然予想される。これは厚生省当局も指摘されているところであります。したがって、いま御答弁の中にもございましたように、絶対に防止できるという保証が残念ながら確信はないという趣のお話でございましたけれども、それでは困るわけですね。したがって、いままです起った事故の因果関係、その背景というものはどこにあったかということをもう一歩突っ込んで考えてみる必要はなからうかと、その点いかがですか。

○政府委員(加藤威二君) まず、運搬の事故等につきましては、やはり毒劇の運送に当たります運送業者、まずこういう者、それから現実に運搬いたします運搬者という方、そういう方々におきまして毒劇物の運搬についての注意が不足していたというように、これは非常に運搬につきましては大きな原因になるのではないかと感じがいいたします。電気メッキ業者等につきましては、これは零細企業が非常に多いわけでございまして、そういう零細企業の電気メッキ業者に対するシアンの取り扱い等につきましては、これは行政上のほうのあれもあるかもしれないけれども、PRが足りないとか、あるいはそういう零細事業主の不注意というように、さらによりまして事故が起きているというぐあいに感ぜられるのでございます。

たとえば運搬の事故につきましては、直接的にはそういう運搬業者とかあるいは運転者の不注意というところもございまして、やはり国といたしまして、運搬については、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたように、特定毒物という猛毒の毒物については運搬の基準を設けて、一般の毒劇物については運搬の基準を設けていなかったという点、そういう点からみまして、やはり運搬業者あるいは運搬者等に毒劇物の取り扱いの注意が欠けておったというように、これが原因ではないかというぐあいに考えるわけでございます。

○渋谷邦彦君 そこで、特に焦点になっておりますのは、運搬中における事故、それによるところの被害、これが切っても切れない関係性があるというところは、いま述べられたとおりだと思えます。そこで、やはりその因果関係を考えてみますと、端的に言えば、しろうとがいわゆる毒劇物に対する専門的な知識、あるいはそれに準ずる程度の常識的な理解というものがないうちに、あるいは自動車の暴走あるいは不注意等によって起った事故が意外なところまで発展するということになりますと、まず運搬する人自体が何か一つの資格を持たなければならぬような仕組みにする必要はないだろうか。やはりある程度いまま申し上げたような理解があれば非常に用心して運搬するでありまして、そうして十二分に事故を防ぐための心配りというものをもって行なうことができるのではないだろうか、こういうふうに考えるのですけれども、今回の改正でも、依然としてそういう点についての明快な方向というものが裏づけされていないわけですね、これについて大臣どうですか。

たとえば運搬の事故につきましては、直接的には

たえば運搬の事故につきましては、直接的にはそういう運搬業者とかあるいは運転者の不注意というところもございまして、やはり国といたしまして、運搬については、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたように、特定毒物という猛毒の毒物については運搬の基準を設けて、一般の毒劇物については運搬の基準を設けていなかったという点、そういう点からみまして、やはり運搬業者あるいは運搬者等に毒劇物の取り扱いの注意が欠けておったというように、これが原因ではないかというぐあいに考えるわけでございます。

○渋谷邦彦君 そこで、特に焦点になっておりますのは、運搬中における事故、それによるところの被害、これが切っても切れない関係性があるというところは、いま述べられたとおりだと思えます。そこで、やはりその因果関係を考えてみますと、端的に言えば、しろうとがいわゆる毒劇物に対する専門的な知識、あるいはそれに準ずる程度の常識的な理解というものがないうちに、あるいは自動車の暴走あるいは不注意等によって起った事故が意外なところまで発展するということになりますと、まず運搬する人自体が何か一つの資格を持たなければならぬような仕組みにする必要はないだろうか。やはりある程度いまま申し上げたような理解があれば非常に用心して運搬するでありまして、そうして十二分に事故を防ぐための心配りというものをもって行なうことができるのではないだろうか、こういうふうに考えるのですけれども、今回の改正でも、依然としてそういう点についての明快な方向というものが裏づけされていないわけですね、これについて大臣どうですか。

○国務大臣(内田常雄君) たとえば今日現行の毒物劇物取締法におきましては、毒物劇物を製造する者、販売する者といふものが登録業者に実はなっております。違反があった場合には登録の取り消しをする、罰則もかかる、こういうことでございますが、運送については、さあ、どうかということまで実は考えました。正直の

ところ、この法律を制定いたします過程におきまして、これは登録業者にすべきではないか、さあ、どうかということも考えましたところが、これはもちろん公害対策本部に關係各省庁が集まりまして協議をいたしました。この運送業者は道路運送法によりまして運輸大臣のすてに免許業者になつておるといふことが一つ、それからまた運送いたしました者は、この法律によりまして毒物劇物取扱業者といふようなことばでございまして、そういう取扱業者となつた者は毒物劇物取扱主任責任者といふような者を置かなければならぬ、こういうことに現在でもなつておるわけでございまして、そこでその運輸省の免許業と、またこの法律による同じ免許を得た者について、もう少し上に乗つた許可制度とか登録制度とかいふものがはたして必要かといふことは議論もいたしました。結局これは免許業者であるから、この法律による規制は他の法律によつてかぶるものであるから、特にあわせて免許業者、登録業者——これは結局同じものであります。法制上のためといたしましては、そこまではやらずともいいと、こういうふうなことに落ち着きました。そこで問題は、結局その運搬する車両なんかについていろいろな私は基準をつくる必要はこれはどうしてもやらせなければならぬと思ひます。現在毒劇物については表示の方法がありまして、毒物は赤いところへ白い文字を書くのでございますが、劇物はまた白いところへ赤い文字を書くというふうなことでございまして、その物につきましてはそれぞれ危険なものであるという表示がされておりましたけれども、それを運ぶ車両についてはその毒物劇物運搬中というふうな、赤い旗が立つているか、黄色い旗が立つているか、そういうようなことはしてないやうに私は思ひます。少なくともそういうことをやらせてまいります。また中に毒物、劇物が入つてゐるわけでありまして、タンクローリーであれば何でもよいということではなくて、やはりその形とか、鋼板の厚さとか、容器というやうなことに

ところ、この法律を制定いたします過程におきまして、これは登録業者にすべきではないか、さあ、どうかということも考えましたところが、これはもちろん公害対策本部に關係各省庁が集まりまして協議をいたしました。この運送業者は道路運送法によりまして運輸大臣のすてに免許業者になつておるといふことが一つ、それからまた運送いたしました者は、この法律によりまして毒物劇物取扱業者といふようなことばでございまして、そういう取扱業者となつた者は毒物劇物取扱主任責任者といふような者を置かなければならぬ、こういうことに現在でもなつておるわけでございまして、そこでその運輸省の免許業と、またこの法律による同じ免許を得た者について、もう少し上に乗つた許可制度とか登録制度とかいふものがはたして必要かといふことは議論もいたしました。結局これは免許業者であるから、この法律による規制は他の法律によつてかぶるものであるから、特にあわせて免許業者、登録業者——これは結局同じものであります。法制上のためといたしましては、そこまではやらずともいいと、こういうふうなことに落ち着きました。そこで問題は、結局その運搬する車両なんかについていろいろな私は基準をつくる必要はこれはどうしてもやらせなければならぬと思ひます。現在毒劇物については表示の方法がありまして、毒物は赤いところへ白い文字を書くのでございますが、劇物はまた白いところへ赤い文字を書くというふうなことでございまして、その物につきましてはそれぞれ危険なものであるという表示がされておりましたけれども、それを運ぶ車両についてはその毒物劇物運搬中というふうな、赤い旗が立つているか、黄色い旗が立つているか、そういうようなことはしてないやうに私は思ひます。少なくともそういうことをやらせてまいります。また中に毒物、劇物が入つてゐるわけでありまして、タンクローリーであれば何でもよいということではなくて、やはりその形とか、鋼板の厚さとか、容器というやうなことに

ついても基準を設けてまいるとか、あるいは積載方法、また私はこういうことまで言っておるのでございすが、それが可能なら検討の上運送の時間というようなことまで一つの基準に入れることができるかどうか、つまり夜中、なるべく夜中の時間を運ばせるとか、あるいはその輸送の経路をんかにつきましても狭いところは通させないで、何車線以上の道路を走らせるとかいうようなことも可能かどうか、そこまでも検討させた上でこの運送上の基準というものをしっかりとつくるてほしい。この基準につきましては、現在でも、先ほど申しましたように、特定毒物につきましてはこの法律の施行令でございしたか、それぞれその特定毒物の態様に応じました運送上の基準がずっと載っております。載っておりますから、今度この法律の改正によりまして対象にする毒物全部をい

まある特定毒物についての運送基準にそのままだてはめていけばいいのかもしれないが、しかし、この際、私は特定毒物についても一緒にこの運送上の基準について再検討をして、そうしてそれとあわせて今度の対象となる毒物劇物の運送基準というものをしっかりとらせるようにいたしたいと、こういうことを考えます。もちろんこれ取扱業者でありますので、取扱主任責任者という者が置かれていことは先ほど申しましたとおりであります。そういうものの指導監督といううなことにつきましては、さらに一そう、法律までつくるわけでありまして、徹底したことをやらせなければいけないと思っております。

○渋谷邦彦君　そこまで考えていただくならば、いま御答弁にもございましたように、登録あるいは免許、これは業者というよりもその事業をやっている最高責任者が受けるものであって、実際にその劇物、毒物を扱う運搬者の方自身が直接受けておるわけではない。私は、そこで先ほど申し上げましたように、もし運搬者の方にそういう専門的な知識がないにいたしても、必ず助手席にその専門家を乗せるとかあるいは技術者を乗せる、絶えず注意し合ひながらその運搬上に最善の

努力を尽くす必要があるではないだろうか、それが一つです。

それから、道路運送法についても、今後再検討して十分事故のない防止につとめなければならぬという趣旨のことをいま述べられました。その辺の関係をすね、運輸省あたりとどういふふうに関連をとられて、いませつかく大臣が理想として前向きに述べられたことが今後具体的に実施されていくのか。むしろいま非常に大事なことは、計画よりもむしろ実施の段階でどうするかというこのほうが非常に大きな問題じゃないか。この二点についてもう一ぺんお話をいただけないだろうか。

○国務大臣(内田常雄君)　とにかく、いままでは特定毒物でない限りは、一般の毒物劇物というもののにつきましては運送上の制約までしないたてまえになつておりましたのを、今度の改正におきましては、その対象にしたいだくという改正案を提案いたしておりますから、それをもって能事終われりとせず、改正ができましたと申ししますよりも、この法律制定の過程におきまして、運輸省あるいは通産省の関係方面とも今度こういうことを、厚生省は国民の健康を守つたりあるいはまた生活環境を保持するためにやることとしておるから協力されたいという申し入れをいたしまして、相談の上でこの法律をつくつておりますので、いま御注意がありました点につきましては、行政上の課題として、いま直接関係がありますのは運輸省、通産省、それにまあ国家公安委員会と申しします。警視庁、そういう方面でございしますから、十分連絡を密にして、そして少しこり性といわれるかもしれませんが、どうせやつた以上は行政上の措置の万全を私は徹底させるようにいたしたいと考えております。

○政府委員(加藤威二君)　先生御質問の第一点は、専門家を、その毒物劇物について詳しい者を置く必要がないかという御質問が第一点だったと思ひますが、これは確かにそのとおりでございまして、現行法におきましても、そういう毒物劇物

を扱います事業所等には毒物劇物取扱責任者というのを設置する義務を置いております。そうして、その責任者になりますには、責任者の資格といたしましては、たとえば薬剤師でなければいかぬとか、あるいはそうでなければ高等学校で応用化学を終了した資格がある者とか、あるいは都道府県知事の行なう試験に合格した者、そういう者の中から毒物劇物取扱責任者というものを置かなければいかぬ、こういう規定になつておりました。今度これを毒物劇物の運搬業者にも拡大いたしますので、運搬業者も当然毒物劇物取り扱い責任者を置かなければならぬ、毒物劇物を運搬する運搬業者はそういう取扱責任者を置かなければならぬ、こういう義務がかつてくるわけでございます。

それから運輸省との関係については、いま大臣が申し上げたとおりでございしますが、道路運送法では、三十条だつたと思ひますが、運送の安全の規定がございします。それと、それは当然毒物劇物運搬の場合にも、その安全の規定というものが働くというふうにも解釈しておるわけでございます。したがって毒物劇物の運搬について非常に相違があつたという場合には、その道路運送法にも違反するわけでございます。非常な悪質な場合には、道路運送法による免許の取り消しということも、これは私のほうとも連絡をとつてやつてもらふといううなことで、悪質な場合にはそういう措置も道路運送法でとれるわけでございます。この運用につきましては、運輸省と私どもとでできるだけ協力をいたしまして、万全を期していきたいといううぐあいに考えておるわけでございます。

○渋谷邦彦君　それから事故の発生については、いま主として述べてまいりました点は、自己の不注意によつて起こる事故でございします。ところが事故というのは、申すまでもなく、自分で起こす以外に他動的に起こる場合がございします。追突であるとか、そういう不測の事態に対応するためにも、現在考えられております毒物劇物の運搬車、

この構造というもののについてはどういふチェックがなされているのでしようか。

○政府委員(加藤威二君)　現在、先ほど申し上げましたように、特定毒物について運搬上の基準がございしますが、今後この新しい法律に基づきまして、私どもも政令の手直しをしてまいりたいと思ひますが、現在の政令について御説明申し上げますと、一つはやはり車そのものについてはあまり規定が現在のところはないわけでございますが、その入れもの、毒劇物を入れる容器について相当厳重に規定いたしております。たとえば容器としては、工業標準化法に基づく日本工業規格一六〇一号、これは鋼鉄製のドラムかんというものでございしますが、その鋼鉄製のドラムかんの第一種に適合するドラムかん、したがって非常に厚いドラムかんといううなことでございしますが、それと同等以上の強度を有するドラムかんを使用しなければならぬといううなことが一つのその例でございしますが、そういう運搬する容器についていろいろ規定してございします。それからその口がねは上についてなければいかんとか、それからその容器を車に積み積み方方法、たとえばドラムかんをまたに積み重ねないとか、そういういろいろ積み方方法についての規定がございします。車そのものについての規定は、現在のところはないうわけでございますが、先ほど大臣も御答弁申し上げましたように、表示の問題とか、そういうものについても今後は車それ自体につけるといふうなことも考えてまいりたいといううぐあいに考えております。

○渋谷邦彦君　確かに述べられたその規定に従えば、たとえ道路に転倒いたしましても事故は起きない、こういうふうなそのまます受け取れば感ずるわけですが、先ほど御答弁がありましたように、すでにもう千葉県においては実際被害が出ているわけですね。はたして規格どりの容器に入れたものであつても、事故が絶対起きないといふことはあり得ない。やはりそういうこともあり得るのではないか。しからばその場合には、一体

これからどういふふうにするかその点を検討し、容器の点についても十分な配慮をする必要があるかどうか、こういうことが当然問題になるわけですね。事故がなければいいですよ、実際にあるのですから。それに、おそらくは局長が述べられた規格に基づいた容器の中に入れたものが流出するなりあるいは飛び出すなりいたしまして、被害を受けたのだ。要するに、これから毒物劇物につきましてはいろいろなことが想定されるだろうと思ひます。はたして現在の法律において定められた規格だけで十分防止ができるのかどうか。もし防止ができないとするならば、現段階において絶えずどういふチェックのしかたがなされていくのかどうなのか。チェックすると同時に、今度はその不備な点についてはどういふふうに行行政指導して、業者なりに対して改めさせようとする努力がいままでなされてきたのか、この点いかがですか。

○国務大臣(内田常雄君) 事実上の問題なりは局長に補足いたさせますが、まず第一に、先ほどから申しますように、従来事故を起こしているものの私は全部であると思ひますが、聞いておりますところによりますと、それは運送については規制がない一般の毒物劇物であつたようでございまして、さつきの非水素は、これは毒物ではございしますが、特定毒物になつておらぬわけであります。運送についての特別の規制はない。ただ、保管とか所持とかいうことについては規制はございしますが、運送について特別厳重な基準がない。そこで今度はそういういままでなかつたものを、公害的な見地から、また冒頭に申し上げましたような国民大衆との接触の面から、これを特定毒物と別にして厳重にやらせよう、こういうことでございします。でも、しかもそれは規制だけする形にしておいて、どうせ事故は防げないのだから事故が起きたらまたそのときに考え直そう、穴埋めしようというのでございまして、今度は大きな穴埋めをするわけでございますから、その際に、さつきも申しま

したように、いろいろの点、容器ばかりでなしに自動車についても、また運送上の容器についても制約をいたしたわけでございしますが、容器ばかりでなしに、その容器を載せる自動車についても、またその自動車の走らせ方についても、まあ私どもの知恵の及ぶ限りのひとついろいろ注意をいたし、基準、規制の方法を考えようと、こういうつもりであります。

実は、私はこの点については若干経験がございまして、いやな経験が。私は若いときに通商産業省の政務次官をいたしておりました。昭和三十五年ころであつたと思いますが、そのころ私は始終国会に来てあやまり係をやらされたのは、火薬類の運送中の事故が非常に起きました。火薬類の運送という法律があるわけですが、その運送上におきまして、だんだん交通が混雑してくる時間であつたと思ひますが、これはもう始終事故を起こしまして、まあ今日の炭鉱の事故ほどではないでございしますが、始終事故を起こしまして、私はいつも国会に来て陳謝、謝罪をしなければならぬというやうなことで、あれをなんとか事故を起こさないやうにしたいというところで、ずいぶん火薬類取締法の運送上の規制につきましては、いやな思いの苦勞をさせられたことがございします。で、私は局長にも言つておるのであります。火薬類取締法上における運送上の規制等も十分参考にして今度の規制基準はつくつてほしい、こういうことも実は申しておるやうな次第でございします。できるだけやります。

○渋谷邦彦君 ことばじりをとらえるわけじゃありませんけれども、いま容器のことについてお話がありましたように、まだ十分とはいえないという現状のように承りました。そこで、やはりこの容器についても今後の新しい問題として当然検討の対象になるのじゃないだろうかというふうに思われるわけでありまして、その点についても、今後事故の発生を防ぐという見地から十分取り組んでいただきたい。

したように、この表示のしかたでありますけれども、確かに黄色い何かきわめて小さい旗みたいなものに毒物劇物という表示があるやうでありますけれども、やはりこの事故を防ぐためには、自分自身もそうであると同時に、まわりの者も注意しなければならぬというところは言うまでもない。私は思ひます。この表示のしかたについても、きわめて明確さを欠くのではないだろうか。やはりまわりの人の注意を喚起すると、こういう意味におきまして、もつと明確な表示のしかたというものが必要になりはせぬかと、このように感ずるのですが、この点はいかがですか。

○国務大臣(内田常雄君) そのことについても私が触れたとおりでありまして、毒物劇物そのものを入れておく容器については、赤に白とか、白に赤とかという表示があるのですが、それを運んである車には赤い旗も黄色い旗も立てないはずでございします。でありますから、これはいまの特定毒物という、毒物中のまた特別毒物を運ぶ規制があるのであります。その場合にございまして、まあそれは特定毒物については事故がなかつたからいふやうなものであります。そういう赤い旗も黄色い旗も立てないはずであります。で、私は、この機会に、特定毒物のみならず、今度運送上の規制の対象にする一般の毒物劇物を運ぶ場合においても、その容器に赤白のいまの毒物であるという表示のみならず、車全体に、赤い旗にするか黄色い旗にするか、いまおっしゃるとおり、一般のそのほかの者が、走っている車を見ても、あつ、こわいものが通るといふことがわかるやうに、旗なり標識なり立てるやうにしたいと、これは火薬にたいしてそういうことをさせましたので、私の頭にそんな記憶が残つておりましたので、局長にそういうことを勧告をいたしましたのであります。

○渋谷邦彦君 確かに毒物劇物という表示は、危険物というたしな表示をつけた車が走る場合があるでしようけれども、大臣の答弁のやうに、いまこうして質疑をしている最中にもあるいはそういう事故が起きているかもしれない、あるいはそういう事故が起きているであろうその危険性が非常に迫つてきているかもしれない、こういうことが考えられますので、まずできることから早速にこれを取り上げて、とにかく明確にそれを表示して、まわりの人も十分に注意をしながら、そういう事故の起きないやうに、当然当局として配慮すべきでないだろうか、このやうに私は思ひます。いづれにしても、いま大臣の答弁のやうに、これはさせる方向に持つていくというふうな理解をいたしますので、これは早急にやつていただきたい問題の一つではないだろうか、こう思ひます。

次に、実際にそういう事故が起つた場合に、いつも問題になることは、被害者に対する補償問題なんです。これはもういつもこじれにこじれちやつて、これは不可抗力の事故であるがゆゑに地域住民に対する補償はということになりまして、まあ、払う場合もある、払わない場合もある、あるいは払つても非常に少ない額の、おそろく治療費に満たないやうな、そういう補償しかできない、いろいろなことがいままでございしました。そういう事態がこれからも起きないとは限らないのでございしますけれども、いろいろなその補償問題の中でも、こうした問題が案外に置き忘れる場合が非常に多いのじゃないだろうか、この点についてはいままでどういふふうに行なわれてきたかですね。当然業者の負担といふことにならなればならぬけれども、それがこじれたやうな場合、どういふ一休解決の方法を当局としては迅速にそれを進めてこられたか、この点はいかがですか。

○政府委員(加藤威二君) 毒物劇物取締法は、私どもで毒物劇物取締法によつて毒物劇物の取り締まりをやつておるわけでございしますが、これは毒物劇物の危険性をできるだけ防ぎたいということでございまして、はなはだ申しわけないことでございしますが、いま先生の御指摘のやうに、その毒物劇物の事故が起らないやうにするという、あるいは

は起こった場合のその危害防止の措置をどうするかというところはやっておるわけでございますが、それに伴う損害をどうするかというところについては、私どものほうといたしましては、現在のところ、その結果がどうなったかということについては資料を持ち合わせていないわけでございます。これは、いまま先生触れられましたように、おそらく民事上の損害賠償ということと、とにかくそういう事故を起こした側が当然それは賠償責任があるというぐあいに法律ではなると思いますが、被害者の納得のいくような額が支払われたかどうかという点については非常に疑問が多いと思えます。それでは、まことに申しわけございませんが、現在のところ資料を持ち合わせておらないわけ

でございます。
○渋谷邦彦君 私はい、そうした問題が当委員会を通じて、何回か過去においてあつたのですけれどもね。せつかくこうしていま法律案が上程されておるときに、そういうやはり資料というものもいろいろ立証する上から必要なものではなからうかと、こう思うのです。それは当局としても当然掌握をされていなければならぬ問題であると同時に、われわれとしても掌握をしていなければならぬ。そうでありますと、こうした法律の審議についても、きわめて具体性を欠く、何かしり切れトンボみたいなことになるので、一番忘れられた補償というふうな問題について、一体、政府当局はどういうふうに取り組もうとしている姿勢があるのだからかということが非常に心配になるわけですね。その点、大臣いかがですか。

○国務大臣(内田常雄君) 被害が発生した場合の被害者の損失補償という問題の処理は、きわめて私は重大にして、当事者にとっては大切なものであると思ひますが、この毒物劇物取締法なり、行政法の範囲においては、私どもは、この毒物、劇物を製造したり扱う業者のその品物に対する管

理、監督ということを行政上の立場から取り締まることを主眼といたしておりますので、それらの損失賠償のことについては、この法律のたてまえ上からはこれは触れられないわけでありす。別個の――まあ、これは火災類においてもそのりかもしませんし、その他交通上のいろいろの事故がございまして、そういうことをひつくるんだような、今日の稠密社会における事故等による損失につきましても私法上の特別規定でもつくるといふ場合におきましては、何かこういふものもそれに接触する面があるだろうと思ひますが、行政法の範囲においては、これはまあこの法律の体系においては取り上げ得ない問題であると思ひます。また聞いてみますと、私どもは予防的見地において事故が多発しないように十分管理、監督を厳重にしていこうというところでございますが、事故が一件もないことを期待してあります。従来の事故について、多発ということばではありますけれども、そのいまの公害関係の疾病、その他の損失が多発しているのもちよつと態様が違ひまして、それらの資料につきましても、都道府県から私どものほうに報告を特別取らない限り、それらの損失のあと始末ということについては、現在わかつておらないはずでございます。

○渋谷邦彦君 ただ、この種の問題は、えてして受ける立場の人は地域住民である。それで、やはり地域住民が被害を受けた場合に、究極は、これは政治的な問題にまで発展する可能性が幾多いまでもございす。そういう点から考えましても、この政治的な配慮というものは、それから行政上の業者に対する指導というものは、これは当然不可分の関係ではないだらうか。そういう点

が、ただまかせればなし――これは業者の責任において一切をやらせるのであるというならそれもいいかもしれせんけれども、しかし、問題は必ずそこまで発展するということですね。発展しないという保証は何にもないわけでありすから、それと先ほどもお話しがありましたように、この種毒物劇物を扱う場合の運送業者等々は、えてし

て中小企業の人たちが多いということになります。というところ、この支払い能力等においても当然幾多の問題が起るということが想定されるわけでありす。ならば、そういう問題が起る前に、当局にしても、そうした問題を仮定しながら絶えずその不測の事態に対応できる、そういう体制というものを常に必要があるんではないだらうかというところから、あえてその補償という問題に論及したわけなんです。はたしてそうしたことが起こつた場合に、業者にも支払い能力がないといった日にはどこに持つていきようがあるのかということに――終着点と言ひようございまして、解決されるべきその終着点というものがぼけてしまひまして、結局は被害を受けたほうの人は受け損というやうなことで済まざるではないか。そこにもいま申し上げた政治的な配慮とともに、政治姿勢というものをきちんと示していく必要がある。その点について、やはり大臣は政治的な立場から考えるべきではないのか。もし、そういうところにもまだ整理をして、なるほどそれを詰めていく必要があるとするならば、その考え方を伺いたい、こう思うわけでありす。

○国務大臣(内田常雄君) あまり長くは申しませんが、これはやはり民事上の損害賠償請求の問題でございますので、こういう問題も稠密度社会において起こつた場合にどう処するかということになりますと、これは行政法の範囲では律し得ないところでありまして、どうしても法務省その他の方面の知恵を借りまして、そうして新しい社会の傾向に対応する立法として処置すべきものだと思ひ考へております。

○渋谷邦彦君 そこで、局長に私お願いしたいことがございすけれども、先ほど全然資料の持ち合わせがないと。実際にそういう事故が起つて損害が発生したその被害状況、またはその補償が實際なされたかどうかというものがつきまして一番新しい資料を、しかも、それは何もこまかいところまで必要ございませんので、代表的なもので

けつこうでございすから、それを御提出いたしたい、こう思ひますが、いかがですか。
○政府委員(加藤威二君) 全部というわけにはまいませんけれども、何か最近起りました比較的多くの人の損害をいいますか、傷害を与えたというやうな事故若干を選びまして、その補償関係がどうなつてゐるのかということに至急調査して、御報告申し上げたいと思ひます。

○渋谷邦彦君 次に法律の中の第二十二條の二で、すね、「厚生大臣又は都道府県知事は、」云々とありまして、「その製造方法又は使用する容器若しくは、着色の状況でしようか、」の改善を命ずることができると。と、このやうな項目があるわけですが、先ほど来からずと述べてまいりましたやうに。ただ、この「ことができ」ということになりまして非常に弱い、受け方が。いま事故防止ということが非常に大きな課題としてこの法律案の改正ということにまで発展してゐる、そういう見地から、これはやはり義務規定として「命じなければならぬ。」とすべきではないだらうかというふうに感ずるのでございすけれども、その点いかがですか。

○政府委員(加藤威二君) 二十二條の二は、いわゆる特定家庭用品について、毒劇物を含有している特定家庭用品について新たに規制をするという新しい条文でございす。先生御指摘の点につきましては、その特定家庭用品が政令で定める基準に適合していないと認めるときは、厚生大臣がその業者に対してその製造方法の改善とかあるいは使用する容器とか、被包の改善を命ずることができると、この点でございす。これは法律上の慣例用語でございまして、そういう政令で定める基準に適合していない場合に、厚生大臣は改善命令を出しても出さなくてもいいという規定ではないわけではございまして、何といひますか、厚生大臣に一つの権限付与の「命ずることができ」というこの「できる。」は、権限付与の意味の規定でございまして、そういう場合に厚生大臣に改善命令を出す権限を与えたということと

さいいます。そういった場合には、これは基準に合致しないときは厚生大臣としては改善命令を与えるのがこれは当然でございます。そういう場合、気が向かなければ与えなくてもいいという規定ではないわけでございます。したがって、先生御指摘のように、「命じなければならぬ」という意味と事実上同じでございます。法令用語としては、こういう厚生大臣とか都道府県知事の場合には普通何々「することができ」というのが大体の法令用語になっております。その場合に、ただ「できる」というのは、してもなくてもいいということではなくて、やるべきときには当然行政の担当者としてはむしろやるべき義務があるぐらいの、そういう読み方をしておりますので、趣旨は先生の申しやるとおりでございますので、して「命じなければならぬ」ということに改める必要はないというふうに考えておるわけでございます。

○渋谷邦彦君 いずれにしても、先ほど来からの御答弁のとおり、今後こうした毒物・劇物以外に一般国民に理解のない、認識のない問題についての事故の多発ということは絶滅を期さなければならぬ、これはもう大臣としても言うまでもない決意をこれから持たれて、それに対する措置を講ぜられるであろうと、こう思うのでございますけれども、ともあれ、今後いすれにしてもこの被害というものが絶対に地域住民に及ばない、また同時にこの法律の精神というものがよく生かされていくように、その運営の方法については万全の措置をとっていただきたい。ただし、そのために今度必要以上に運搬業者あるいはそれを扱う特定の個人に対して不安を与えたり、あるいは仕事上においてやりにくいという印象を与えるようなやり方というものは、これまた絶対に避けていただきたい。私は当局に対する強い要望を申し上げますと同時に、重ねて今後こうした毒物・劇物による被害をその地域住民に絶対及ぼさないという確信を持ってこの法律の精神を生かしていただきたい

たいということをお願いしまして私の質問を終わらせていただきます。【参議院】

○国務大臣(内田常雄君) 渋谷委員の仰せられますような考え方のもとに、私どもも、今度毒物・劇物のいままでの保守的な商品管理的な性格を一步前に出したわけでありまして、御趣旨を十分体しまして、そして広く国民に対する危害の予防、防止、排除ということに行政的にもつとめるようにいたしてまいりたいと思えます。

○吉田忠三郎君 同僚議員の渋谷君からかなり関係の面が質問されて、それぞれの答えがございましたので、できるだけ重複を避けて、簡単に質問したいと思えます。それから、簡明瞭に、しかも実のある答弁を厚生大臣から私は求めたいと思えます。

きわめてこの法律は簡単な法律ですが、最後にその理由が簡単に述べられておりますが、おもに「毒物及び劇物の取扱の適正を図るためその運搬等の技術上の基準を定める」、「日常生活の用に供される毒物及び劇物について成分等の基準を定めてその安全な使用を確保する」、これがこの法律案の末尾に理由として付されておるわけですが、そのことが提案されたときの説明にも三つに分類されておりますが、そのことについて法律だけではわれわれは十分理解ができませんから、この点を二つ、三つ伺っておきたいと思えます。

法の条文で問題になりますのは、十三条、十五条、十六条、二十二条、これが大体改正点の問題点だと私は理解しております。ただ、いずれもこの条文をやがて法律から政令に置きかえて、それぞれここに書かれております理由のような所期の目的を達成しようというのだと思うのであります。法律の中にも「政令で定める」という字句が非常に多いのであります。

そこで第一点として伺いますのは、もとより政令の改正も伴っていると思えますから、厚生省がいま考えられているこれに基づく政令というのはどんなような内容のものか、明らかにしていただきたいと思えます。

○政府委員(加藤威二君) 十三条の二の規定でございますが、十三条の二は、現在の家庭におきまして相当毒物・劇物の入っておりますものが家庭用品として使われております。たとえば便所の便器を洗います洗浄液というふうなものには相当多量の塩酸等が含まれて、それ自体が毒物に該当する、こういうものがあるわけでございますが、そういうものについては、政令で定めるものについて、その成分の含量、容器、被包について政令で定める基準、この点でございますが、まずそういうものについては、政令は現在まだ成案はできておりませんけれども、これにつきましては、私どもの考えておりますのは、一つはたとえば塩酸等が含まれているという場合には、たとえば便所の洗浄液には塩酸なら塩酸は何%以上は含んじやいかぬというふうな毒劇の必要にして最小限といえますが、そういう毒劇の含有量をまずきめるとい

うのが一つでございます。これはその品物によって、またその用途によつて毒劇の含有量といふのをそれぞれ別個にきめてまいりたいと思えます。

それからもう一つは、容器について基準をきめていく。容器の基準によりましては、非常に使いますときに、たとえば急に液体が飛び出して目に入るとか、そういうような事故がときどきあるようでございますので、とにかくそういう容器の基準、要するにそれを使います場合に一般の人たちに危害を及ぼさないよう、そういう形などの容器についての基準、これもまた具体的に定めていこうと思っておりますが、そういうものについて基準をつくつていく、大体そういう考え方であるわけでございます。

○吉田忠三郎君 いまの答えではつきりしたものは、まだ成案はできていない、成案はできていないとしても、厚生省としては案がないということでは私はないと思う。全く白紙で法律だけ先行させたというものではないと思う。この法律を出すにあたっては、省内の会議を何回かやり、大臣も閣議にこれを提案して了承を得たものでしょう。

ですから全く白紙ではないと思う。ですから厚生省の素案があると思う。それでなければ、この法律にも書いておきますように、公布の日から起算をして六か月をこえない範囲内に具体的なそういう措置をとるというのでしょう。それでなければこういう法律を提案できないということになる。ですから、この際、私は、そういう素案でつこうですから、この法律の審議中に各委員に資料として出していただきたい。それでなければ、われわれが、ただ条項的に書いてある法律だけを議論しても、どう一体法律が政令にゆだねられるか、置きかえられるか、それが具体的に施行する場合に、これは毒物・劇物だけに国民としてたいへんな問題がある法律なんです。ですから、そういう内容をわれわれとしてもある程度知っておかないと、これはやはり問題になりますから、そういう点資料要求しておきます。いいですか。

○政府委員(加藤威二君) 政令につきましては、私どももいたしましては、先ほど申し上げましたように、容器の材質とか厚さとか、弾性あるいは腐食性、そういうものの基準をつくるという考え方でありまして、具体的にどういふものについてはどういふ数量の基準である、たとえば含有量にいたしますと、どういふ家庭用品についてはどういふ毒劇物を何%というふうなことにつきましては、これは薬事審議会と毒劇物の調査会というのがございますので、そこに至急に諮問をいたしまして、そしてその専門家の御意見を伺つて個々にきめてまいらる、こういう方針でありますので、個々の数字については、まだ今国会中に御提出申し上げるということはお約束いたしかねますけれども、何と申しますか、基準の大ざっぱな、こういうものについてこういう基準をつくつていきたい、そういう資料ならこれは御提出できるということでございます。

○吉田忠三郎君 またまた局長奇妙な詭弁的な答弁をするからいかぬというのです。薬事審議会というものは、一体何ですか。厚生大臣の諮問機関じゃないか。法律を提案した限りにおいては、国

民を代表するこの委員会というものが最高じゃないの。そこにそういう概略的なものを提示しない、薬事審議会におはかりをしてなどというのはい不見識だよ、君は。そういうものでは私はないと思う。大臣どうですか。厚生省としてそういうお考えがあるはずですか。審議会というのは、あなたの諮問機関じゃないですか。何の権威があるんです。国会に法律を提案して、その法律をさへ通つたら、今度は逆にあなたの諮問機関に諮問して意見を求めたり、議論をすることは、私は悪いとは思ってはいないのだが、この法律を審議するにあたり、たとえば十三、十五、十六、二十二条、いずれも政令にゆだねられているんじゃないですか。そういう重大な問題をこれは含んでいる。大臣、どうなんですか。これは、そういうでたらめな答弁では、私は審議に参加できませんよ。

○国務大臣(内田常雄君) 法律の構成というものは、これはもう吉田さんも御承知のように、原理原則や大筋のことを法律で定めまして、具体的にどういふ物品を選ぶかというところは政令にまかしたり、また基準や方法については政令にまかされているということが通常の形でございますので、この法律の仕組みもそうなっております。そこで結論から申し上げますと、よろしゅうございます。大体政令でどういふことを考えているかということ、私は明日中にもお届けをいたすようにいたします。ただ、これはいま局長からもお話がありまして、たまたま「家庭用品」とは何かというところ、おおむねこういうものを想定をして政令で定めるつもりである、その家庭用品の中にはどういふ劇物毒物が入っているかというところ、こういうものをきめる予定であるということももちろん想定をいたしておるのでございますから、その可能を限りにおきまして政令に盛り込むべきおまな事項の内容を差し上げたいと思います。これは各条項についておおむね同じような趣旨で差し上げたいと思います。ただ、何が何%かということになりますと、これは専門の学者を集めて、薬事審議会になりますかどうですか、専門の学者を集

めて、この辺とこの辺までは許容限度だというような議論もございましょうから、そういうことはまた別で、現実には政令をきめるときに、政令のみならず、場合によってはさらに細かいパーセンテージ等につきましては告示等の場合もあり得るかも知れませんけれども、大筋はおっしゃる通りでございますから、ごらんになれるようにいたします。○吉田忠三郎君 せっかくの大臣の答弁ですから、それでけっこうだと思ひます。当然その細部に付いては政令あるいは省令、大臣が言つたように告示ということもあると思ひますけれども、そういうことをいふ私どもは言つてゐるんじゃないのです。大体厚生省の姿勢を言つてゐるんですよ、姿勢を。各省庁は、法律を出すまでは大体政令に置きかえる場合の考え方くらいは示しますよ。厚生省一回だつてあつたですかね、ないじゃないですか。こういうところが厚生省の役人の姿勢というものは私はけしからぬと思ひます。けしからぬと思ひます。もともと審議会などというものは役人の隠れみのだといつて批判されているでしよう。そういうことを少しでも是正するために、せつかくの法律を出したんですから、何も考え方を持たないで法律を改正するはずはないんだから、国会に提案するはずはないんだから、その大綱ぐらゐを関係の委員の人々に前もって提示するのは当然じゃないですか。役人の仕事ですよ、これは全部。ゴルフ遊びやつてゐるばかりが役人の仕事じゃないんだ。今後、ぜひこういう関係については大臣が十分監督指導してもらいたいと思ひます。まず、これが一つ。

○吉田忠三郎君 せっかくの大臣の答弁ですから、それでけっこうだと思ひます。当然その細部に付いては政令あるいは省令、大臣が言つたように告示ということもあると思ひますけれども、そういうことをいふ私どもは言つてゐるんじゃないのです。大体厚生省の姿勢を言つてゐるんですよ、姿勢を。各省庁は、法律を出すまでは大体政令に置きかえる場合の考え方くらいは示しますよ。厚生省一回だつてあつたですかね、ないじゃないですか。こういうところが厚生省の役人の姿勢というものは私はけしからぬと思ひます。けしからぬと思ひます。もともと審議会などというものは役人の隠れみのだといつて批判されているでしよう。そういうことを少しでも是正するために、せつかくの法律を出したんですから、何も考え方を持たないで法律を改正するはずはないんだから、国会に提案するはずはないんだから、その大綱ぐらゐを関係の委員の人々に前もって提示するのは当然じゃないですか。役人の仕事ですよ、これは全部。ゴルフ遊びやつてゐるばかりが役人の仕事じゃないんだ。今後、ぜひこういう関係については大臣が十分監督指導してもらいたいと思ひます。まず、これが一つ。

これは連携もとらなければならぬだろうし、協議もしなければならぬ、協力もまた求めなければならぬと思ふんだが、この点は一体大臣どう考へておられるかということ、それから具体的に法が公布されて施行の段階ですが、監督をしていく場合に、いま前段に申し上げたと同じように、相互に協力し合ふなければこの実効は決してあがらないと私は思ふ、いままでの例から見て。大体いままですべてこういうものができたとしてもばらばらです。ばらばら行政のために、先ほど渋谷君も申されたように、たとえば補償の関係等についてはたいへん被害者が迷惑をしている、被害者である国民は大多数が。言いかえれば国民が迷惑をするんだ。だから、こういう点についてはこの法律をいま審議するにあつて私は言ひたいのであります。そういうものをつまみ相互協力、これは絶対必要だと私は思ふんですが、大臣はどうですか。○国務大臣(内田常雄君) おっしゃるとおり必要だと考へております。

○吉田忠三郎君 前のほうはどうですか、役人の姿勢のことについて。○国務大臣(内田常雄君) 十三条というお話がございましたが、十三条は運送の規定ではないはずであります。○吉田忠三郎君 十六条です。○国務大臣(内田常雄君) 十六条は新しく運送の規定を——これを私もしかられるくらいならやらぬほうがいいと思ふのですが、こういうことをやつて、いまの特定毒物だけでなしに、毒物劇物全部がもとよりこれは危険なものでありますから、運送について安全な方法なり基準を定めることが私はいいと思ひましてやるわけであります。やります以上は、厚生省は、御存じのように、実力のない役所でありまして、現地にいろんな出張所も持つておりませんから、どうしてもこれは運輸省なりあるいは警察庁なり、あるいはまた製造元であります通産省とも十分協力いたしまして、そうしてこの法律をつくりまします際も、こういうこ

とをやつて取り締まるが通産省よろしいか、また運輸省もひとつ協力してほしいと、こういうことで実は私もよくかと思つてこの法律の規定をいたしておりますので、これが国会で成立いたします以上は、私もやりました目的が達せられますように行政上の連絡を十分ひとつやります、そうして遺憾なきを期するような姿勢をとつてゐるつもりでやつております。

○吉田忠三郎君 大臣、ぼくはしかつてゐるんじゃないんだ。それは一言多い、答へが。ぼくはしかつてゐるんじゃないんだ。この法律に基準を定めると、こうなつてゐますから、その基準というものは厚生省としてどういふことを考へてゐるのか。しかし、これは厚生省だけではないだろう。いま大臣も答へられたように、運輸省もあれば通産省もあれば法務省もあれば警察庁もあるんです。そういう関係を緊密な協議をし、連絡をし、協力を求めなければその基準設定についてもたいへんだらうと、こう言つてゐるんです。この点はどうかと言つておる。

それからもう一つは、またあとであなた答へられましたが、法を施行する場合といへども、いま申し上げたような関係の相互協力がなければこの法律の実効をあげることはできないのじゃないか、このこと、もう一つは、あなた大臣なんだから、役人の姿勢の問題について言つたんですから、この点はどう指導監督するつもりですか。

○国務大臣(内田常雄君) 輸送上の基準をつくりましますにつきましても、さつき申しましたように、厚生省だけではできません。またおっしゃるとおりでございます。厚生省だけではできません。で、運輸省、通産省その他の方面とも協議をいたしまして、こういうことをやりたいたから協力をしておりますが、具体的に政令をきめるときには、これはなお一そう有効にして可能な範囲の基準というものをつくつてまいりたい。そのおおむねの對象となりますのは、大体タンクローリーで運び

ます場合に、そのタンクの容量でありますとかあるいは場合によつては形状、あるいはまたそのタンクの鋼板の厚さあるいはバルブの構造というよりなことにつきましても、でき得る限り政令で基準を定めるようにいたすのがよろうと考えております。また積載方法なんかにつきましても、これはさつき局長からもちよつと御説明をいたしたことに關連いたしますが、積み重ね方などにつきましても、つまり積載方法などにつきましても基準を定めるがよろしいと考えますし、あるいはまた標識の問題などにつきましても、いままでは毒物劇物の運送については取り締まりそのものの特別の規定がなかつたわけでありましたが、特定毒物などにつきましても運送上の取り締まりがあつて、なおかつ車両全体に赤い旗とか黄色い旗とか、危険物が通るといふような意味の旗を立てておらないと思ひますので、私は、今度の場合にはこの運送方法についての政令で定める基準にはやはり毒物劇物の入つてゐる容器についての表示ばかりでなしに、車そのものについて標識というやうなものもこれはやはりきめるやうな方法をとらせたいといふ、こういうふうな考へております。これらにつきましても、おつしやることあり、関係のその行政官庁ともよく意見も聞いて、そして繰り返しますが、有効にして可能な方法の中身の政令をきめてまいりたいと思ひます。

なおかつ私は、まあここにおられる厚生省の諸君の姿勢であります、私も微力ではありますが、政治家として、今回国民の健康とか福祉とかいふことを担当する厚生大臣に指名を受けて就任をいたしておりますので、私自身が官僚に押しまかれるといふやうなことは、これは私はそういう考へは全くありませんで、国会の皆さん方の言うことも十分承り、また国民、世論のあり方というやうなものも常に注意をいたしまして、政治家としての立場から厚生省の役人の諸君を引つ張つてまいりたい、こういうつもりでありますので、よろしくまた御協力と御指導をいただきたいと思います。

○吉田忠三郎君 せつかく大臣の答弁です、それは私は承知しますが、そこで引き続き伺いますが、メッキを扱う業者が排出する——専門的な薬品の名前ですが、無機シアン化合物というのをごさいます。それを含有した廃液というものは、メッキを扱う場合に必然的にこれはついてまわるもので、たいへんこれは毒物であり劇物であります。そこで、一体これの処理について厚生省は管理、監督の面でどういふ行政指導を必要としているのか、これを聞かしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) 技術的な細目は担当官から補足させていただきますが、メッキ工場が、私の記憶では四、五千あるんではないかと思ひます。これはおおよそおつしやることあり、先ほどもお話がございましたが、中小企業が多いと思ひますが、それらが無機シアン化合物という毒物を必然的に出すわけでありまして、従来からその毒性の除去、処理等については一応の処理基準というものが政令で定まつておりました。おりまして、これは正直に告白をいたしますと、これは私がつくつたわけじゃありませんが、私は、実は公害大臣になるつもりでいろいろそういうこともさわつてみましたところが、あの規定は少しゆるふんだと私は見てゐる点もございまして、これは直ちにやいかぬといふことを常々思つておりました。しかるところ、今般公害関係法律の改正が行なわれることになりまして、水質保全法、工場排水の規定法というものが改正をされまして一本になりました。従来はこの水質の規制なども、これは経済企画庁所管の法律でございまして、経済企画庁と、それにそういう有毒物質を排水する工場等を管理する通産省が若干加担をいたしておる法律でございまして、この法律は、御承知のように、指定水域になつておりますから、必ずしも全国にあるメッキ工場のある地域を水質保全法あるいは工排水法が網羅してゐると思つておりませんで、今度指定水域といふことをやめまして、全水域にその水質保全法の適用をい

たす改正案がこの国会に出され、したがつて、その原因になりますところの工場等につきまして、地域に關係なく、この従来の工場排水規制法、今度の新しい水質汚濁防止法の適用を受けるやうなことになるので、向こうの法の体系において、メッキ工場といふことも有毒物質排出源として規制を受けることになつたわけでございます。しかし、向こうは、そういう工場あるいは排出源という見地から対象にいたしますし、シアン化合物というものは毒物劇物として毒劇法の対象になつておりますから、向こうの法律改正で相当このシアン化合物についての管理が行き届くことになつたし、こつちはほつておけばいいとは私には考えませんが、こつちはこつちでできるだけやはり穴埋めはすべきであると、こういう考へに立ちまして、ここで、法律ではおそろく政令で定める毒物劇物を含有する物質といふことになつておりますが、いま御指摘のやうなシアン化合物などを第一にあげまして、そうして、いままでのその処理のやり方なんかで不十分なところを直させたり、さらにまた一たん廃棄されたものをさらに回収せよといふやうな命令までも都道府県知事が出せるやうな、そういう仕組みでもすべきだといふことを言ひ出して、そうして、こちらはこちらで物の見地から押えてまいる、こういう形で若干の規定を入れたといふわけでございます。

○吉田忠三郎君 局長、何かあります、専門的なことですが。

○政府委員(加藤威二君) 電気メッキ業者の排出するシアンの排水の処理につきましては、一応現在政令で二PPM以下という基準をつくつておつたわけでございますが、これを水質汚濁防止法との関連で——水質汚濁防止法は今度御審議のたいていある法律案でございますが、この基準によりまして一PPM以下といふものになるわけ、それと合致する必要があるといふことで、現在政令改正の手続をいたしております、一PPM以下にしてなら流してもいい、こういう指導をし

ておるわけでございます。

それで、このメッキ工場は非常に零細企業が多いわけでございます、その取り締まりもなかなか困難な面があるといふことで、往々にして電気メッキ業者の中で、シアンのその基準以上の形で流してゐるという向きが相当あるやうでございますが、これは今後とも毒物劇物の監視員等がフルに指導をいたしまして、そういう処理を誤らないやうにといふ指導をしてまいりたいと思ひます。

それで、シアン廃水の処理方法といたしましては、いろいろの方法がございまして、たとえば塩素ガス法とかあるいは電解法等いろいろの方法があるやうでございますが、一番最も使われてゐる方法といたしましては、次亜塩素酸ナトリウム法といふ非常に専門的な用語で、私もよくわかりませんけれども、シアンを塩化ナトリウムあるいは炭酸ナトリウム、窒素、水、そういうものに分解して流すといふやうな方法が一番使われてゐるやうに聞いてゐるわけでございます。

○吉田忠三郎君 ところで局長、その政令を改めて、従前のものから見ると一PPMくらい基準を強めるわけですね、今度。その取り締まり、管理、監督、この点については監視員等々で十分その万全を期して扱つていきたい、こういう答えです、要約すると。監視員といふのは何人いますか、いま。

○政府委員(加藤威二君) 全体で約二千人ばかりでございますが、ただ残念ながら専任は百四十三名程度でございます、あとは一般の業務監視員といふやうなものに兼任してゐるのがございまして、それを合わせまして約二千人、全国で二千人といふことでございます。これは大抵都道府県に置かれておるといふことでございます。

○吉田忠三郎君 これは毒物とかあるいは薬物のみならず、国民の食料品等についても問題が起きていますね、たいへんな問題が起きていますね。この百四十三名で十分ですか。それとあわせて、来年度予算でこの監視員の増員を要求していただけますか。

○政府委員(加藤威二君) 確かに先生おっしゃる通りに、食品衛生等でもいままなかたいへんでございませうが、食品衛生監視員というのは、これはまた別に相当数、数字は私はつきり覚えておりませんが、相当数あるはずでございませう。それで、約二千人と申しますが、これはおもに事業監視員と兼務してゐる。したがって、一般の薬とそれから毒劇と両方やつてゐる者が非常に多いと、こういうことでございませう。その増員につきましては、これは一応交付税でやつておられますので、自治省とも今後の折衝で、できるだけ交付税のほうでこういう監視員の数を増してまいらうというふうに折衝をいたしたいと思つております。それから事務費的な経費につきましては、これも交付税でございませうが、来年度予算では約四倍程度の事務費の増というものを要求いたしておるわけでございます。

○吉田忠三郎君 この事務経費は四倍くらいという話だけれども、人手が——いまあなた説明してあるように、百四十三名の専任ですね。これで今度この基準を強めるわけですから、答えられたとおりで、これを完全に指導したり、取り締まったり、あるいは管理したり、監督する場合、これは足りないでしょう、それだけじゃ。その場合に、もう年内に予算編成するわけですから、政府の方針は、これから考えるんじゃないかと、どの程度か考えているんじゃないかと、人間の要求は、考えていませうか、いなければいけないでございませう。

○国務大臣(内田常雄君) これは私からお答えをして、もし間違つておればひとつ局長、課長から補足をさせていただきますが、いま吉田さんがお尋ねになりました点が実は一番私も厚生省の泣きどころなんです。つまり、厚生省は、食品衛生法をつくりましても毒物劇物取締法をつくりましても、みずから手足を持たない仕組みの役所なんではないかと、これはもう言うまでもなく、こういうことは、昔は内務省でやつておりました、内務省の衛生局あるいは社会局等々の系統を引いて

まいりましたから、都道府県、今日ではそれに特に保健所を置きますところの政令市というものがございませうが、これは都道府県と並べて厚生省では考へておりますが、それが厚生省の第一線の手足と、こういうわけでございませう。これは労働省のように労働基準監督官を置くとか、あるいは大蔵省のように税務署みたいなものを置いて国税をとるという仕組みができませんので、どうしても都道府県を第一線に使つていかざるを得ないわけでございますので、こうした場合におきまして、結局、自治省と相談して、地方交付税の基準財政需要の中に、これはもう新しい予算要求でございませうが、その地方交付税が二兆ぐらい出てくると思ひますが、そのうちの計算の根拠として、こういうものをひとつ基準財政需要の中にこれだけ入れてくれというふうなことをやるわけで、国費で厚生省所管予算に組むと、実はこういうわけのものではないわけでございます。それが一点。

もう一つは、これはだれでもいいというわけじゃございませう、やつぱり一種の専門技術者でなければなりません。少なくとも薬剤師、あるいは薬なり応用化学なり、そういう方面の知識のある人ということになりますと、都道府県と自治省等に交渉いたしまして、ワクをふやしまして、なかなか実際そういう人がいま最も得られない種類の人だということ、私ども、これは実は正直に言つておきまして、毒物劇物監視員を一人が二役も三役も兼ねてゐる。毒物劇物監視員をやつたり、薬事監視員をやつたり、また、ある場合には食品衛生監視員の資格も持つてゐるというふうなことになるわけでございますが、しかし、幸い今日食品にいたしまして、薬品にいたしまして、こういう毒物劇物などの取り締まりにいたしまして、国民の世論が、これは非常にやつてもらわれないとお互いの生活が不安だという、そういう意識が強くなつてまいつてゐることに私は考へますので、できる限り都道府県とも、知事さん方とも相談をして、そのほうに人を集めてい

たいたたり、自治省に相談をして、そのほうに交付税の傾斜をつけていただくというふうなことをやつてまいらなければならぬと考へております。○吉田忠三郎君 実態は大臣のおっしゃる通りです、われわれが調査して見たつて、ですから、この点につきまして大臣とあまり多く時間をとつていまして、毒が回つて中毒になるくらいですわ。ですからこの辺で私は小言をやめませんが、もう一つ関連して伺ひますと、この法律では、農薬についてはうたつていませんね。それから農薬といへども毒物であり、劇物であることは間違いない。それは農薬の取り扱いが適正でないために、全国的にたくさんの方の事故を起してありますね。そのための中毒も発生している、こういう現状でございませう。そこで、この法律を改正するにあつて、これを契機に農薬の正しい取り扱い方というものを厚生省としても示してまいらなければならぬのじゃないか。特に最近ではカドミウムの問題がありますね。カドミウム、これはたいへんな問題ですわ、ただ単に農薬だけなめるのじゃなくて、ですから、そういう意味で、万が一不幸にしてこの扱い方が適正でなくして中毒になつたような場合、これは応急措置を取らなくちゃならないと思ひます。もとより、そのためには周知徹底もさなくちゃならない、こういうことが伴つてまいります。これなどは、一体これと関連して厚生省はどう考へていますか。

○国務大臣(内田常雄君) 何でも私がお答えするようになつてやつて恐縮ですが、今度たいへんなまい仕組みができました。それは御承知の農薬取締法の改正案が今度の公害関係の重要な法律の一つとして出てまいりまして、その中に農薬の適正使用基準という項目を設けて、そしていまの適正使用につきましてもいろいろの指導や、周知や、そういうことを農林省自身が法律上の義務として音頭を取つていただけることになりました。

ところで、農薬には、いまお話のとおり毒物劇物、つまり急性毒性を持つてゐる物質を使う場合と、それから急性毒性ではない、ここに掲げるよ

うな毒物劇物ではないが、慢性毒性、三年か五年かそれを使つておきますと、体内に蓄積して、そうしてしまひには母乳からも出てくるというふうなことも御承知のとおりでございませうが、そういう慢性毒性のものと両方ございませうが、そういう問題につきましては、この毒物劇物取締法において登録をいたしました際には、最近では厚生省と打ち合わせまして、そして使用基準なり、その適正使用というものを実際上やつてまいります。これが今度法文で書いてあります慢性毒性のものにつきましては、従来から使われてゐる農薬についても、厚生省が大体一つの農薬について二年間くらい時間がかかるのでございまして、お金もかかるのでございませうが、それをできる限り洗い直してまいります。また新しく登録する農薬につきましても、慢性毒性につきましては、農林省は、これは登録申請者からいろいろの研究や証明の資料をつけさせることになつておりますが、その研究や証明の資料を厚生省のほうに出していただきまして、厚生省がそれならだいたいようぶだと、こういう判断を下さない限り農林省は登録をしない、こういうふうに、農薬に關します限りは農林省と厚生省が二人三脚のような形で処理する仕組みが最近だんだん出てまいりました、非常に私は進歩を来しつとあると考へますし、この上にも御注意をいたさしたもので——なおこれは私どものほうの局で言ひますと、事務局長がここにおられますが、それと食品関係を管轄しております環境衛生局の両方にまたがりますが、私からもよくそういう立場から指導、要望をしてまいりたいと考へております。

○吉田忠三郎君 この点は、各省庁のいつも非難されるなわ張り争ひをするというところじやなくて、十分連携をとり、協議をして万全を期してまいりたいと思ひます。まあ、私は意見を持つていますよ。私の意見ならば、本来的に言えば、農薬といへども薬品ですから、これは厚生省が所管すべきものだと思ひますが、ひとつ大臣が答えら

れておるうちに、今度法律が出ていますから、こちらのほうはこのほうとして、当然これは毒物劇物に該当するわけですから、そういう点はなわ張り争いをする必要のないようにして、しかもそれぞれの大臣が具体的に実効のあるように連携をとっていただきたい、この点は要望しておきます。

それから、この法律では、運搬業者に対してその安全を保持するために規制を強めることになってるんですね。また、取締法によつて、新たに運搬業者だけじゃなくして、これは処理をしていく業者もおりますね、あと始末をしていく業者ですね。こういう業者などはやっぱり登録制にする必要があるんじゃないか。そういう制度がないためにたいへんやはり行政上苦勞も多かるうし、また当然発見できるものも発見できないでしょう。ですから、法律はあるけれども、取り締まりの対象から漏れてるんじゃないか。漏れるより、のがれるものがありますね。ですから、これは私の意見が入りますけれども、こういう機会に登録制にしたかどうか、こう思うのですが、この点について大臣の所見を伺いたい。

○国務大臣(内田常雄君) 吉田先生がおっしゃるそのことも実は議論になりました。ところが、これがちょうど運送業者が道路運送法上、運輸省のあれが免許事業でありますために、毒物劇物を運送させる運送業者についてもこちらの登録業者になしないうで、ただ毒物劇物取扱責任者というものを置くにとどめたことは、先ほど渋谷先生の御質問に対してお答え申し上げたと同じような形で、この毒物劇物の処理業者、あと始末の業者、これはちょうど今度前の清掃法を全面的に改めまして、廃棄物処理法で廃棄、廃アルカリなど、そういう産業廃棄物の処理業者は許可制に実はなりました。そちらの廃棄物処理法の処理業としても許可制になりますので、これとそちらの毒物劇物取締法のほうにおける取扱業者としての立場からのこの取扱責任者の必置義務というようになことを合

わせまして、それでいくのがよろうと。廃棄物のほうでも許可業者になると、こちらでも要登録業者にするというふうなことになるのも二重措置になる。万一、そちらの毒物劇物取締法上の違反があった場合には直ちに廃棄物処理法のほうでも許可の取り消しをする、こういうふうなこともできるわけだからということ、いま御意見ございました点も検討いたしながら、この際は許可業者にしなかつた、こういう次第でございます。

○吉田忠三郎君 大臣ね、いまは意見を申し述べたにどまりました。運搬については道路運送事業法による許可事業ですけれども、これは厚生省の所管ではありません。運輸省の所管でありすが、いまだに許可制でありながら、つまり無免許、これは白ナンバーでありますね、このものが全国に至るところにおるわけでしょう。ダンブにしても、その他貨物自動車等たくさんあります。そういうものがこの取り締まりもたいへんです。これはこの問題じゃありませんが、そういうものがこの法律に基づいて毒物及び劇物を取り扱って運搬した場合に、これは道路運送法の関係だけでチェックできません。それからもう一つは、許可制のところでもチェックできるような意味の答弁がありました。これだつてなかなかたいていへんだと思うのです。こういう毒物、劇物です。それから、こういうものの運搬を規制するための法律改正ですから、私は、二重になろうと三重になろうと三重になろうと、国民の利益のために二重になろうと三重になろうと、ですから、いま直ちにということではありませんが、ぜひひとつ、そういう関係省庁もございますから、これもあわせて協議したりあるいは議論を合して、やはり将来は、この法律は、単独法で業者登録制にする、このくらいのことまでやらないと、私は法律の前進にならないと思うのですがね、どうでしょう。

○国務大臣(内田常雄君) 私が申し上げたとおり、あるいは告白したとおり、これは厚生省としては、そういうこともあえて持ち出したのです

が、さつき吉田先生の御意見にありましたように、実施面につきましては、運輸省なり、関係省庁と緊密な連絡をしなければならぬ面がたたくんあります。なわ張り争いとかがどうとかというわけでもございせんけれども、おれのほうで免許業者にしておるのに、おまえのほうで飛び込んでそれをまた登録業者にするのかということではなしに、この際は争わないで実効を上げていくというところで、私どものほうは実は引込みました。しかし、おっしゃるとおり、これは危険物運送業者でございますし、危険物処理業者でございますので、将来に向かつて検討の対象にすべきことだと私も思います。

○吉田忠三郎君 次に、先ほど渋谷君も言いました。家庭用品の明示がうたわれておるのです。そこで、いままでこうした問題について非常に家庭用品に対して消費者、国民の側からその明示がはつきりしてないという苦情、世論というものがございます。この際、この法律をいま制定するにあつて、こういう点をきちつと整備をして正確にいかつ具体的に明示をさせるように抜本的に厚生省とすれば改善しなくちゃならぬと思うのです。こういう点はどうお考えになつていますか。これは先ほど大臣が答えられておりました。しかし、これは二十二条で定めておるのです。この十六条の関係では大臣は別な政令等々でそういう面等についても何とか規制していきたいという意味のことを言つてましたから、それはそれとして、この法律の十六条の中では運搬業者に対する表示、これが明示するようになっていせん、この法律では、そこで、その運搬業者に対するものは先ほど答えられましたから答弁求めませんけれども、家庭用品については、いま申し上げたように、正確に、しかも具体的に、どんなしうとが見ても一見直ちにわかるように抜本的な改善をする必要があると私は思うのですがね。

○国務大臣(内田常雄君) まことにどうもそのことだと思ひます。厚生省がせっかくこういう法律の改正までいたしまして、家庭用品等に含まれる毒物劇物の分量とか、入れものとか、あるいはその他の基準をきめまして、まあこれはそのとおりちゃんとなつておれば今度は安全の家庭用品にはなるわけでございます。ところが、一般消費者からすれば、その中にどういふ劇物毒物がどのくらい入つて、使用上の注意事項がどうだということぐらひは私は表示させるのがいいことだと思ひます。ともかくそれにつきましてはすでに法律が——これは通産省が所管の法律というといけないうのかもしれませんが、天下の法律になつてゐるわけなんではないかと、家庭用品品質表示法というのがあるから、厚生省で言つてもらえば、自分のほうの所管をするその家庭用品表示法のほうによつてそれらの表示等についても明確にすることゝ協力すると、こういう通産省の話だそうでございます。ですから、厚生省所管物質についてだけ、家庭用品に含まれるこの毒物についてだけ別個の規定を設けるのはいかがかと思ひます。この段階におきましては、現行の家庭用品品質表示法の運用によつて御懸念のある点は処理してまいりたいと、こう思つております。

○吉田忠三郎君 どうもその辺になつてくると、大臣も歯切れがちよつと悪いですね。消極的なうな感じがするのです。

○国務大臣(内田常雄君) そうじゃないですよ。他の省のことですからあまり言うこと……

○吉田忠三郎君 ですから、他の省庁のことであらうけれども、家庭用品になりますれば、厚生省所管のものもありますから、悪い面はみならず必要なもので、厚生省独自のものだってあるのです。それから、そういうものは積極的によつたり抜本的に改善していくという方向にむしろ厚生省が先べんつけたつていいじゃないですか、そういう点は。もう一つは、そのことはその程度でけつこうですが、先ほど登録制の問題を強く意見として申し上げたのですが、それをなぜ言つたかというところ、冒頭に、運搬業者に対する安全という名のもとに規制を強めていくわけですよ。強めていくわけですから、そこでその場合に今度はそうした生産業

者であるとか、あるいは運搬業者もそうでありま
すけれども、当然廃棄等々になつたものについて
は回収するということをここに書いてあります
ね。つまり厚生省の基準に合致しないものは回収
を命令する、この法律になつていますね。そうし
ますと、命令をしたが、今度はその命令に従わな
い、こういう場合について、それぞれの関連の省
庁の法律はありますけれども、ここまで規制を
した法律が出されているとすれば、この法律の中
にも罰則規定というものを明示してよかつたの
じやないか。これは法理論の問題ですが、こう思
うのですがね。この関係はどうお考えになり、ま
たそういうものが生じた場合に厚生省はどう具体
的にそれを扱うのか、これをお聞かせ願いたいと
思います。

命令に従わぬものだけに体刑をかける、こういう
ことに形を整えるというか、ある場合には後退す
るのめいがかたものか、むしろ現在の体刑、罰金
というところで処置していく、そのかわり回収命令
に従わぬものは、これは登録業者であれば登録
の取り消しをするし、それからまた回収命令を出
しているのではありませんから、行政執行法、行政代
執行法と申しますか、都道府県知事が代執行をし
て、回収処置をやつて、そしてその費用を業者か
ら徴収するということもできるからというような
ことで、この点の罰則は現行の罰則の中に含め
た、こういうことでございました。

○吉田忠三郎君 このことについては、あとあと
の委員会でもまたさらに詰めて私同ってみたい
と思つています。

そこで、その次は毒物及び劇物に対してそれぞ
れ厚生省は検討して指定いたしますね、指定を。
その指定をする場合に、当然のことでありませ
れども、急性の毒性というものを最重点に置く
だと思つておられるけれども、そのことだけ
ではこの法の精神からいって効を奏しないと思
つておられる。特に最近問題になつておられる
のは、やはり催奇性の問題もたいへん大きな問題にな
つておられる。ですから催奇性というものを考慮して、
総合的な毒性ということについての判断で、的確
にこの把握をしておいて指定をしなければいけ
ないのではないかと、そういう性格のものではないの
か、こういう感じが私はするのですが、これは大
臣じゃなくても、専門家がおりますし、こういうこ
とについて私専門じゃありませんから、どちらで
もつけようですから、厚生省の考え方を聞かせて
いただきたいと思います。

○政府委員(加藤威二君) 現在、毒劇法におきま
して、毒物劇物の指定にあたりましては、急性毒
性というものに着目いたしまして、一応急性毒性
の基準をきめまして、それによつて毒物に該当す
るか、劇物に該当するかという判定をしてい
るわけでございます。実験動物にある一定の毒物劇物
を与えまして、そのうちの五〇%の動物が死ぬ
量、これを基準にいたしまして、その量が少ない
ほど毒性が強いと、こういうことで、そういう量
で一つの基準をつくつて毒物劇物の指定を行なつ
ていられるわけでございますが、先生御指摘のとおり
に、しかしそういう毒物、劇物にびつたり急性毒
性の面からは一致しなくても、相当毒性も強く、
しかも催奇性のあるようなものについては、あま
り急性毒性という点だけにこだわらないで、少
しそういうものを広げて毒劇の中へ取り入れて取
り締まりをしていってほしいという感じがいたし
ます。御意見が各方面にあるわけでございませ
ん。特に、最近具体的になりましたのは、いわゆる2・
4・5 T という——これは除草剤でございます
が、これが催奇性を生ずるような、そういう毒性
があると、しかも毒劇法に該当するほど毒性は強
くないけれども、相当毒性が強いわけでございま
すが、基準よりはちよつとはずれる。しかし、急
性毒性のほかに、そういう催奇性のような特殊な
毒性を持つていられる、そういうものをやはり入れ
たらどうかという御意見がいろいろあるわけでござ
います。私ももといたしましては、やはりそうい
ういろいろな物質が新たに出てまいりますので、旧
態依然としていつまでも一つの毒物劇物を急性毒
性というもののだけに押し込めていくということに
ついては、やはり時代の要請に合わないのではな
いかという感じがいたしますので、いま先生御指
摘の点については、前向きな姿勢で検討してい
たいというぐあいに考えております。

○吉田忠三郎君 これは局長が答えられたとお
り、いま林野庁で問題になつてますね。山菜採取
して、住民がその山菜を食べたら中毒になつたとい
う問題から端を発して、林野庁でたいへん問題
になつてます。大量散布するのは林野庁ですから
ね。ですからこれは林野庁といへども政府機関で
すから、これは非常に社会的な問題になつてい
ますから、それだけに強くは念を押したいんです
わ。ぜひこの点は前向きに、いま前向きにという
ことがありますが、もう超前向きにこの問題

○国務大臣(内田常雄君) そのこともよくわかり
ます。実はあした御審議をいただきます廃棄物処
理法におきまして二段がまえになつておりまし
て、みだりにそのごみとか尿とかいふものを廃
棄したものは罰金をかけることになつておりま
す。ところが今度の改正法、廃棄物処理法では廃
棄したものを回収しろ、こういう命令を都道府県
知事あるいは市長が出せることになつていられ
てあります。その命令に従わないときには、今
度罰金ばかりでなしに体刑を科される、こういう
二段がまえに実はなつております。ところがこの
劇物毒物のほうもそうなつていまして、いままで
も廃棄規制とか処理規制というものがあつまし
て、こういうことをしてはならない、それに違反
した場合は罰金だ、こういうことになつておれ
ば、この今度の改正で回収を命じた場合に、その
回収に応じないものは罰金ばかりでなしに体刑を
科する、こういうけいはいわけてありますが、実は
現在の法律のほうも、もう廃棄しただけで、基準
に違反して廃棄しただけで、罰金のみならず、た
しか三年以下の懲役刑が規定してあります。す
で、まあ初めから重いほうの体刑までかけちゃつ
ていられるものでございますから、いまさら廃棄し
ただけでは罰金で、今度回収命令ができたから回収

を与えまして、そのうちの五〇%の動物が死ぬ
量、これを基準にいたしまして、その量が少ない
ほど毒性が強いと、こういうことで、そういう量
で一つの基準をつくつて毒物劇物の指定を行なつ
ていられるわけでございますが、先生御指摘のとおり
に、しかしそういう毒物、劇物にびつたり急性毒
性の面からは一致しなくても、相当毒性も強く、
しかも催奇性のあるようなものについては、あま
り急性毒性という点だけにこだわらないで、少
しそういうものを広げて毒劇の中へ取り入れて取
り締まりをしていってほしいという感じがいたし
ます。御意見が各方面にあるわけでございませ
ん。特に、最近具体的になりましたのは、いわゆる2・
4・5 T という——これは除草剤でございます
が、これが催奇性を生ずるような、そういう毒性
があると、しかも毒劇法に該当するほど毒性は強
くないけれども、相当毒性が強いわけでございま
すが、基準よりはちよつとはずれる。しかし、急
性毒性のほかに、そういう催奇性のような特殊な
毒性を持つていられる、そういうものをやはり入れ
たらどうかという御意見がいろいろあるわけでござ
います。私ももといたしましては、やはりそうい
ういろいろな物質が新たに出てまいりますので、旧
態依然としていつまでも一つの毒物劇物を急性毒
性というもののだけに押し込めていくということに
ついては、やはり時代の要請に合わないのではな
いかという感じがいたしますので、いま先生御指
摘の点については、前向きな姿勢で検討してい
たいというぐあいに考えております。

○吉田忠三郎君 これは局長が答えられたとお
り、いま林野庁で問題になつてますね。山菜採取
して、住民がその山菜を食べたら中毒になつたとい
う問題から端を発して、林野庁でたいへん問題
になつてます。大量散布するのは林野庁ですから
ね。ですからこれは林野庁といへども政府機関で
すから、これは非常に社会的な問題になつてい
ますから、それだけに強くは念を押したいんです
わ。ぜひこの点は前向きに、いま前向きにという
ことがありますが、もう超前向きにこの問題

を扱つていただきたいと私は思う。答弁は必要で
ありません。皆さんのほうで専門ですからね。
最後に一つ大臣に伺つておきますがね。まあ、
いろいろ前段が渋谷委員、後段私はずつと幾つか
この問題聞いてきましてがね、聞いてみて、それ
ぞれ答えられておりますけれども、この法律の実
効を目指して私も聞いたつもりなんですけれども
も、効をあげることを望んで質問したつもりで
あります。ですから、その効をあげるためには、何
といたしまして、いまの厚生省の監視体制では
私は十分だと思いません。先ほどちよつと触れま
したかね。ですから、やはり監視体制というもの
を強化拡充していくという方向がとられなければ
ば、これはただ単に、きのうも私申し上げまし
たが、空文に終わる危険性がありますよ。それと、
これまで、その委任事務になつて、都道府県に非
常に委任事務が流れていくのですが、監視員の充
実ということも、これは優先して考えなければ効
が上がりませんよ。これは局長ね、あなたこの法
律を立案したが、ここに来て、われわれが聞いた
ら、国会答弁——先ほど冒頭に言われたとおり、
できるだけ国会議員に食らいつかれないように答
弁してやりやいというふうなことではないか。実
際問題として、この法律の効をあげるためには未
端の監視員が一番苦労するのだと思ひます。大臣
もおっしゃつたように、国民というのはいくらと
です、私も含めて。劇物、毒物の知識は監視員の
専門的な人が充実されないと、この法律の効果は
果たされないと思ひますが、この点について大臣
の決意を伺つて私は質問を終わりたいと思ひま
す。きょうは、もう一時近いですから。

○国務大臣(内田常雄君) 仰せのとおりでござい
まして、いま劇物毒物監視員というものが三千何人
おりました、専任者がきつめてわすかだという
状況で、この法律の完全な施行ができるとはどう
てい思ひません、私も。ですから、これはどうい
う方法によりますか、これも検討させながらしつ
かり改正法が実行されますように、また改正法で
なくても、現行法でもそれが実施されないという

問題もあると思いますが、また、今日の執行体制を中央でも地方でも強めてまいるような努力をいたしたいと考えます。なお登録業者はもちろんのこと、その毒物劇物取扱者として企業の中に毒物劇物取扱責任者といいますが、そういうものを必置する義務になっておりますが、そういうやはり自己監査、自己管理、取り締まりということも私は大切なことであると思いますので、そういう者の氏名届け出等につきましても、一片の形式に流れることでなしに、ほんとうにその企業の中にあつて責任を持ってもらえるような人を指名してもらふようにつとめながら、御趣旨を十分体してまいりたいと考えております。

○渋谷邦彦君 質問が終わつたからどうかと思うのですが、一つだけ補足的に伺つておきたいと思ひます。

今回の毒物劇物取り締まりについては、主として人体に、いわゆる健康を害するという立場に立つての取り締まり、こういうことだと思ひます。これはいままだ研究不足で調べていないかもしれないませんが、家畜、特に鶏、豚等に対する農薬、それから所管が違ふとおつしやつて答弁できないかもしれませんが、そういう問題についての被害防止ということは十分考えられているのでしょうか。

○国務大臣(内田常雄君) 先ほども吉田さんからちょうど同じような趣旨のお話がございました。これはそういうこともございまして、今度農薬取締法の中に安全使用基準というわざわざ項目を設けまして、そうしていままでは単に行政上の親切からやつておつた指導ということを法律上の義務として十分配慮をするように相なりました。また、もともとそういうものが急性毒性であれ慢性毒性であれ、両面を厚生省のほうも農林省のほうとよく打ち合わせて、そうして分析検査などいいたしまして、農薬に関する限りは、そういうことを言ううと農林省に叱られるかもしれませんが、従来は厚生省はあまりさわるなといつたようななかつたころもありましたが、最近では二人三脚のつもりで

やつておりますので、二人三脚でやつてまいりたいと思ひます。

また、これは一言多くてよいなことではありますが、抗生物質についても同じでございまして、これは取り締まらなければいけないと思ひます。これは所管が違いますけれども、そのほうもやらしてまいります。

○委員長(佐野芳雄君) 本案に対する午前中の質疑はこの程度にいたしまして、暫時休憩いたします。

午後零時三十九分休憩

(休憩後開会に至らなかつた)